

## 佐世保市観光事業振興条例 概要

|         |   |  |  |
|---------|---|--|--|
| 条例制定の目的 | 本市観光事業の振興のため、観光施設の新設もしくは増設を奨励するもので、これによって産業振興と雇用増大を図ります。  |  |  |
| 観光施設の定義 | 文化教養、運動、レジャー、宿泊、休憩、交通などの施設や、これに類するもので、観光もしくはレクリエーションに資する施設です。   |  |  |
| 奨励措置の内容 | 市長が適当と認めたものに対して、予算の範囲内で次のような奨励措置を講じることができます。  |  |  |
|         | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 敷地、労務または金融等についてのもつせん</li> <li>② 観光施設設置のために必要な便宜の供与</li> <li>③ 観光施設設置奨励金の交付</li> </ul>  |  |  |
|         | 奨励金交付について（佐世保市観光振興条例及び同条例施行規則に基づく。）   |  |  |
|         | 交付要件  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市長が適当と認める観光施設を新設または増設すること</li> <li>② ①に際して、3億円以上の固定資産評価額の投資をするか、新規の常時雇用者が30人以上あること</li> </ul> |  |
|         | 交付金額  | 新設または増設した部分の固定資産税に相当する額の80%以内で、上限は1億円です。   |  |
| 交付期間と時期 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①交付は納税義務が初めて確定した年度から3年間が限度。</li> <li>②交付時期は、市税の完納した年の翌年度です。</li> </ul>   |  |  |
| その他     | <ul style="list-style-type: none"> <li>①交付に当たって、あらかじめ佐世保市観光施設設置奨励及び工場等立地奨励措置審議会の意見を聴かなければなりません。</li> <li>②佐世保市税条例施行規則第9条第2号の表第13号、14号の規定で、固定資産税の不均一課税をうけるものに対しては、交付しません。</li> </ul> |  |  |
| 融資制度の創設 | 奨励措置の一環として必要な融資制度を設けることとなっています。   |  |  |